

税務課からのお知らせ



消費税の適格請求書等保存方式 (いわゆるインボイス制度)の説明会について ～事業者の人は、どなたでも参加できます！～

消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」(いわゆる「インボイス制度」)が令和5年10月1日から導入を予定されており、本年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

適格請求書等保存方式とは、買手が、仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、売手の事業者から交付を受けた「適格請求書(いわゆるインボイス)」などの保存を必要とする制度です。

適格請求書等保存方式に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

なお、適格請求書等保存方式および軽減税率制度に関する一般的な相談は、専用ダイヤル0120(205)553で受け付けています。

また、阿蘇税務署では、「インボイス制度の概要に関する説明会」を以下のとおり開催します。事前登録が必要となっていますので、よろしくお願いいたします。

- 主催 阿蘇税務署
- 開催場所 阿蘇税務署1階会議室(阿蘇市一の宮町宮地1944)
- 事前申込先 阿蘇税務署個人課税部門
10月、12月開催分 Tel0967(22)0554
11月開催分 Tel0967(22)0553
- その他 説明会の参加費用は、無料です。
新型コロナウイルス感染症の拡大などにより開催が中止となる場合もあります。
ご不明な点などについては、阿蘇税務署個人課税部門までお尋ねください。



国税庁
インボイス制度特設サイト

■インボイス制度説明会開催日程

開催日時	定員	事前登録期限
10月20日(水)午後2時から3時まで	10人	10月19日(火)午後4時まで
11月17日(水)午後2時から3時まで	10人	11月16日(火)午後4時まで
12月15日(水)午後2時から3時まで	10人	12月14日(火)午後4時まで

村税のお支払いは口座振替が便利です

口座振替とは各税目の納期限月の振替日に金融機関口座から振替(引き落とし)により税金を納付する方法です。口座振替を設定しておけば、納付にお出かけいただく手間も省け、納付忘れや納付書の紛失なども防ぐことができるので大変便利です。

口座振替の登録には、希望の金融機関に口座振替依頼書を提出していただく必要があります。

南阿蘇村では、「肥後銀行」「ゆうちょ銀行(郵便局)」「熊本県信用組合」「熊本銀行」「阿蘇農業協同組合(※阿蘇郡市のみ)」のいずれかの金融機関で、登録ができます。手続きには「通帳」、「通帳に使用されている印鑑」、「本人確認の書類(免許証など)」が必要です。

金融機関へ提出後、税務課での登録までに時間を要します。口座引き落としを希望の場合は、随時登録申請を受け付けています。

その他不明な点などがあれば役場税務課へお問い合わせください。

〈問い合わせ〉税務課 Tel0967(67)2703